

# 健康福祉部指定管理者選定委員会設置要領

## (設置)

第1 健康福祉部が所管する社会福祉総合センター、信濃学園、西駒郷、障がい者福祉センター及び聴覚障がい者情報センターの指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定を行うため、健康福祉部指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (構成)

第2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、健康福祉部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者を充てる。

(1) 学識経験者

(2) 健康福祉政策課長

(3) 委員会において候補者を選定しようとする施設を所管する課長

4 委員長及び委員は、当該公の施設の指定管理者に応募した法人その他の団体（以下「法人等」という。）の役員である場合には、当該公の施設の候補者の審査に加わることができない。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (審査事項)

第3 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 指定管理者の指定の期間、指定管理者の選定基準及びその細目並びに候補者となるための要件

(2) 候補者の選定

(3) その他候補者選定に関する事項

## (審査方法)

第4 委員会の審査は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める調書により行うものとする。

(1) 第3第1号に掲げる事項の審査

指定管理者候補者募集等要件調書（様式1）により行う。

(2) 第3第2号に掲げる事項の審査

指定管理者候補者選定調書（様式2）に基づき、申請書類の審査、ヒアリング及びプレゼンテーション等候補者の選定に当たり適切な方法により行う。

## (会議等)

第5 委員会は、施設を所管する課長からの審査の要請により、必要に応じて委員長が招集する。

2 施設を所管する課長は、前項の要請をする際に、当該要請に係る第4各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める調書を提出するものとする。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

4 審査すべき事項について、委員会に付すいとまがない場合その他特別の理由がある場合には、持ち回り審議をもって委員会の審査に代えることができる。この場合においては、委員長及び過半数の委員の同意を得るものとする。

## (候補者の選定)

第6 委員会は、応募した法人等の中から、条例で定める選定基準及び第4の審査基準に照らし、最も適切な管理を行うことができると認められる者を候補者として選定する。

## (庶務)

第7 委員会の庶務は、地域福祉課及び障がい者支援課において行う。

## (雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、平成20年6月20日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成23年6月10日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成27年6月9日から施行する。

健康福祉部指定管理者選定委員会名簿

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
委員長	山本 英紀	健康福祉部長	
委員	宮下 智	(一社)長野県知的障がい福祉協会長	学識経験者
	鈴木 雅人	コーディネートプラザながの室長	学識経験者
	鎌原 正行	(一財)長野県児童福祉施設連盟会長	学識経験者
	中村 康徳	公認会計士	学識経験者
	清水 剛一	健康福祉参事兼 健康福祉政策課長	
	滝沢 弘	地域福祉課長	

(様式1)

## 指定管理者候補者募集等要件調書

健康福祉部 \_\_\_\_\_ 課

- 1 対象施設の名称
  
- 2 指定管理者に行わせる業務の範囲
  
- 3 公募の有無（公募しない場合はその理由）
  
- 4 指定期間
  
- 5 指定管理者の候補者となるための資格
  
- 6 指定管理者審査基準  
(別紙1のとおり)
  
- 7 募集要領（仕様書）  
(別添のとおり)

### 健康福祉部指定管理者選定委員会

職名又は氏名	委員長						
印							

(様式2)

## 指定管理者候補者選定調書

所管課

- 1 対象の施設
- 2 指定管理者に行わせる業務の範囲
- 3 公募の有無（公募しない場合はその理由）
- 4 指定期間

5 申請者及び候補者

申請者の名称	代表者	主たる事業所の所在地	指定管理者候補	備考

6 審査状況

指定管理者候補者審査基準（別紙1）

指定管理者候補者審査表（別紙2）

### 健康福祉部指定管理者選定委員会

職名又は氏名	委員長						
印							